

【世田谷区地域公共交通計画(案)変更点について】

令和6年度第4回世田谷区地域公共交通活性化協議会

目次

1. 取組2-1-1
交通体系の確保・維持に向けた行政支援のあり方の検討
2. 取組2-4-1
地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討

1. 取組2-1-1 交通体系の確保・維持に向けた行政支援のあり方の検討

目標2 持続可能な地域公共交通

施策2-1 交通ネットワークの確保・維持・拡充

取組2-1-1 交通体系の確保・維持に向けた行政支援のあり方の検討

実施主体 世田谷区、交通事業者

全国で路線バスの減便、廃止が進んでおり、区内でも一部でその影響が出てきています。

路線バスの利用者については、テレワーク等の定着により、コロナ禍前の水準までの回復は見込めず、これまでの一部の黒字路線における利益によって多くの赤字路線を維持していくというバス事業の仕組みが成り立たなくなっています。

また、従来からの乗務員不足に加え、2024年4月から適用された労働時間等の改善基準に伴う2024年問題により、更に路線バスの確保・維持が非常に厳しい状況です。

持続可能な地域公共交通を確保していくため、交通ネットワークの最適化を目指し、区は、交通事業者の意向を確認しながら、行政支援のあり方について検討し対策を進めていきます。

スケジュール

取組	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
	行政支援のあり方検討・実施				

Column 他自治体での行政支援

・ 鎌ヶ谷市では、公共交通事業者等運行及び免許取得の支援が行われています。

	(1) 運行支援	(2) 免許取得支援
対象事業者	①本市のコミュニティバスの路線を有するバス事業者 ②本市内に営業所を置くバス事業者 ③本市内に営業所を置くタクシー事業者または本市内に住所を置く個人タクシー事業者	①本市内にコミュニティバスの路線を有するバス事業者 ②本市内に営業所を置くタクシー事業者 (備考) 支援金の交付後も引き続き事業を継続する意思があることが条件
支援金の額	①コミュニティバス事業者 保有するききょう号の車両(予備の車両を除く。)の台数に10万8千円を乗じて得た額 ②バス事業者 保有する路線バスの車両(予備の車両及び高速バスの車両を除く。)の台数に10万8千円を乗じて得た額 ③タクシー事業者 令和5年(2023年)3月31日時点で一般乗用旅客自動車運送事業に使用する目的で車両登録している自動車の台数に6万円を乗じて得た額 (備考) 1事業者につき1回限り	①コミュニティバス事業者 従業員(内定者含む)の大型二種免許取得に要した教習費用等に2分の1を乗じて得た額 (備考) 支援金の限度額は従業員1人あたり30万円とし、1事業者につき3人まで ②タクシー事業者 従業員(内定者含む)の普通二種免許取得に要した教習費用等に2分の1を乗じて得た額 (備考) 支援金の限度額は従業員1人あたり10万円とし、1事業者につき5人まで

出典) 鎌ヶ谷市ホームページを基に作成



変更

目標2 持続可能な地域公共交通

施策2-1 交通ネットワークの確保・維持・拡充

取組2-1-1 交通体系の確保・維持に向けた行政支援のあり方の検討

実施主体 世田谷区、交通事業者

全国で路線バスの減便、廃止が進んでおり、区内でも一部でその影響が出てきています。路線バスの利用者については、テレワーク等の定着により、コロナ禍前の水準までの回復は見込めず、これまでの一部の黒字路線における利益によって多くの赤字路線を維持していくというバス事業の仕組みが成り立たなくなっています。

また、従来からの乗務員不足に加え、2024年4月から適用された労働時間等の改善基準に伴う2024年問題により、更に路線バスの確保・維持が非常に厳しい状況です。

区は、区内の交通ネットワークの最適化を目指し、これまで走行環境整備や区民・関係機関との調整・広報などの支援を行ってきましたが、持続可能な地域公共交通を確保していくため、コミュニティバスの運行に関わる経費の補助など、路線バスも含めた新たな行政支援のあり方について、交通事業者の意向を確認しながら検討を進めます。

スケジュール

取組	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
	行政支援のあり方検討・実施				

Column 他自治体での行政支援

・ 鎌ヶ谷市では、公共交通事業者等運行及び免許取得の支援が行われています。

	(1) 運行支援	(2) 免許取得支援
対象事業者	①本市のコミュニティバスの路線を有するバス事業者 ②本市内に営業所を置くバス事業者 ③本市内に営業所を置くタクシー事業者または本市内に住所を置く個人タクシー事業者	①本市内にコミュニティバスの路線を有するバス事業者 ②本市内に営業所を置くタクシー事業者 (備考) 支援金の交付後も引き続き事業を継続する意思があることが条件
支援金の額	①コミュニティバス事業者 保有するききょう号の車両(予備の車両を除く。)の台数に10万8千円を乗じて得た額 ②バス事業者 保有する路線バスの車両(予備の車両及び高速バスの車両を除く。)の台数に10万8千円を乗じて得た額 ③タクシー事業者 令和5年(2023年)3月31日時点で一般乗用旅客自動車運送事業に使用する目的で車両登録している自動車の台数に6万円を乗じて得た額 (備考) 1事業者につき1回限り	①コミュニティバス事業者 従業員(内定者含む)の大型二種免許取得に要した教習費用等に2分の1を乗じて得た額 (備考) 支援金の限度額は従業員1人あたり30万円とし、1事業者につき3人まで ②タクシー事業者 従業員(内定者含む)の普通二種免許取得に要した教習費用等に2分の1を乗じて得た額 (備考) 支援金の限度額は従業員1人あたり10万円とし、1事業者につき5人まで

出典) 鎌ヶ谷市ホームページを基に作成

2. 取組2-4-1 地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討

施策2-4 公共交通不便地域対策の推進

取組2-4-1 地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討

実施主体 区民、世田谷区、交通事業者

公共交通不便地域での移動の足を確保するため、重点検討地域において持続可能なコミュニティ交通の導入について検討を進めます。

狭あい道路が多く路線バス・コミュニティバスの運行が困難な公共交通不便地域において、新たな輸送サービスを確保・維持していくためには、地域の課題や実情をよく知る地域の方々が主体となって、地域の移動手段を「守り」「育てる」意識が不可欠です。

そのため、コミュニティ交通を導入するためのガイドラインとなる手引き（案）を作成し、区民、交通事業者、区が協働、連携しながら、交通事情や地域の特性を踏まえ、新たな交通サービスの導入の検討を進めます。

■ 砧・大蔵地区における予約制乗合ワゴン（オンデマンド輸送）の実証運行

新たな公共交通不便地域対策の一環として、砧地区を「モデル地区」と定め、令和5年（2023年）5月1日より、デマンド型交通の実証運行を実施しています。

実証運行は3年間を目途として実施し、今後見込まれる超高齢社会や単身高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、地域が主体となるコミュニティ交通の導入における公費負担・収支率の課題や、運行による効果等について検証を行うものです。



乗降地点			
1 砧駅西口	2 砧駅東口	3 砧駅南口	4 砧駅北口
5 砧駅西口	6 砧駅東口	7 砧駅南口	8 砧駅北口
9 砧駅西口	10 砧駅東口	11 砧駅南口	12 砧駅北口
13 砧駅西口	14 砧駅東口	15 砧駅南口	16 砧駅北口
17 砧駅西口	18 砧駅東口	19 砧駅南口	20 砧駅北口
21 砧駅西口	22 砧駅東口	23 砧駅南口	24 砧駅北口
25 砧駅西口	26 砧駅東口	27 砧駅南口	28 砧駅北口
29 砧駅西口	30 砧駅東口	31 砧駅南口	32 砧駅北口
33 砧駅西口	34 砧駅東口	35 砧駅南口	36 砧駅北口
37 砧駅西口	38 砧駅東口	39 砧駅南口	40 砧駅北口
41 砧駅西口	42 砧駅東口	43 砧駅南口	44 砧駅北口
45 砧駅西口	46 砧駅東口	47 砧駅南口	48 砧駅北口
49 砧駅西口	50 砧駅東口	51 砧駅南口	52 砧駅北口
53 砧駅西口	54 砧駅東口	55 砧駅南口	56 砧駅北口
57 砧駅西口	58 砧駅東口	59 砧駅南口	60 砧駅北口
61 砧駅西口	62 砧駅東口	63 砧駅南口	64 砧駅北口
65 砧駅西口	66 砧駅東口	67 砧駅南口	68 砧駅北口
69 砧駅西口	70 砧駅東口	71 砧駅南口	72 砧駅北口
73 砧駅西口	74 砧駅東口	75 砧駅南口	76 砧駅北口
77 砧駅西口	78 砧駅東口	79 砧駅南口	80 砧駅北口
81 砧駅西口	82 砧駅東口	83 砧駅南口	84 砧駅北口
85 砧駅西口	86 砧駅東口	87 砧駅南口	88 砧駅北口
89 砧駅西口	90 砧駅東口	91 砧駅南口	92 砧駅北口
93 砧駅西口	94 砧駅東口	95 砧駅南口	96 砧駅北口
97 砧駅西口	98 砧駅東口	99 砧駅南口	100 砧駅北口



図 108 運行車両

←図 107 運行マップ



施策2-4 公共交通不便地域対策の推進

取組2-4-1 地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討

実施主体 区民、世田谷区、交通事業者

公共交通不便地域での移動の足を確保するため、重点検討地域において持続可能なコミュニティ交通の導入について検討を進めます。

狭あい道路が多く路線バス・コミュニティバスの運行が困難な公共交通不便地域において、新たな輸送サービスを確保・維持していくためには、地域の課題や実情をよく知る地域の方々が主体となって、地域の移動手段を「守り」「育てる」意識が不可欠です。

そのため、コミュニティ交通を導入するためのガイドラインとなる手引きを作成し、区民、交通事業者、区が協働、連携しながら、**地域の特性やニーズ、交通事情を踏まえ検討を進め、砧地区をはじめ、他の重点検討地域においても、公費負担を伴う新たなコミュニティ交通の実証・導入に取り組みます。**利用状況や収支を把握し改善に努めることに加え、**地域での買い物・通院をはじめとした外出支援など福祉・健康面での効果や、地域経済活性化等につながる交通サービスのあり方について幅広く検証を行います。**

■ 砧・大蔵地区における予約制乗合ワゴン（オンデマンド輸送）の実証運行

新たな公共交通不便地域対策の一環として、砧地区を「モデル地区」と定め、令和5年（2023年）5月1日より、デマンド型交通の実証運行を実施しています。

実証運行は3年間を目途として実施し、今後見込まれる超高齢社会や単身高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、地域が主体となるコミュニティ交通の導入における公費負担・収支率の課題や、運行による効果等について検証を行うものです。



乗降地点			
1 砧駅西口	2 砧駅東口	3 砧駅南口	4 砧駅北口
5 砧駅西口	6 砧駅東口	7 砧駅南口	8 砧駅北口
9 砧駅西口	10 砧駅東口	11 砧駅南口	12 砧駅北口
13 砧駅西口	14 砧駅東口	15 砧駅南口	16 砧駅北口
17 砧駅西口	18 砧駅東口	19 砧駅南口	20 砧駅北口
21 砧駅西口	22 砧駅東口	23 砧駅南口	24 砧駅北口
25 砧駅西口	26 砧駅東口	27 砧駅南口	28 砧駅北口
29 砧駅西口	30 砧駅東口	31 砧駅南口	32 砧駅北口
33 砧駅西口	34 砧駅東口	35 砧駅南口	36 砧駅北口
37 砧駅西口	38 砧駅東口	39 砧駅南口	40 砧駅北口
41 砧駅西口	42 砧駅東口	43 砧駅南口	44 砧駅北口
45 砧駅西口	46 砧駅東口	47 砧駅南口	48 砧駅北口
49 砧駅西口	50 砧駅東口	51 砧駅南口	52 砧駅北口
53 砧駅西口	54 砧駅東口	55 砧駅南口	56 砧駅北口
57 砧駅西口	58 砧駅東口	59 砧駅南口	60 砧駅北口
61 砧駅西口	62 砧駅東口	63 砧駅南口	64 砧駅北口
65 砧駅西口	66 砧駅東口	67 砧駅南口	68 砧駅北口
69 砧駅西口	70 砧駅東口	71 砧駅南口	72 砧駅北口
73 砧駅西口	74 砧駅東口	75 砧駅南口	76 砧駅北口
77 砧駅西口	78 砧駅東口	79 砧駅南口	80 砧駅北口
81 砧駅西口	82 砧駅東口	83 砧駅南口	84 砧駅北口
85 砧駅西口	86 砧駅東口	87 砧駅南口	88 砧駅北口
89 砧駅西口	90 砧駅東口	91 砧駅南口	92 砧駅北口
93 砧駅西口	94 砧駅東口	95 砧駅南口	96 砧駅北口
97 砧駅西口	98 砧駅東口	99 砧駅南口	100 砧駅北口



図 108 運行車両

←図 107 運行マップ